

奈良県感染症発生動向調査企画委員会及び同小委員会設置要領

第1 趣 旨

この要領は、奈良県感染症発生動向調査事業実施要綱（平成15年11月施行）に基づき、奈良県感染症発生動向調査企画委員会（以下、「委員会」という。）及び同小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、組織、運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事務

委員会は、感染症発生動向調査に必要な情報を、小委員会等より報告を受け、専門的な見地から分析を行い、その結果を年報等にまとめ、県等へ報告するものとする。

- 2 小委員会は、奈良県感染症情報センター（以下「県センター」という。）より、感染症発生動向調査週報、月報の資料の報告を受け、専門的な見地から分析を行い、コメント等を添えて県センター等へ提供するものとする。

第3 組織委員

委員会及び小委員会は、次に掲げる関係者をもって構成する。なお、委員の任期は定点の指定期間と期を一にした2年とするが、再任を妨げるものではない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (1) 専門医師等学識経験者
- (2) 奈良県医師会代表者
- (3) 本庁保健予防課、保健研究センター及び保健所の代表者（事務局委員という。）

第4 委員会及び小委員会

委員会は、必要に応じ、会長の要請により、奈良県医師会の協力を受けて開催するものとする。

- 2 委員会は、委員全員の同意をもって決するものとする。ただし、委員会欠席者については文書による意思決定も有効とする。
- 3 委員会には必要に応じ、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 4 小委員会は、原則として電子メール、FAX、電話等により週報、月報の情報等を交換し分析したうえコメント等を作成するものとする。

第5 会長及び総括

委員会に会長を置く。

- 2 会長は、奈良県医師会の代表者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 小委員会に総括を置く。

第6 事務局

委員会及び小委員会における週報、月報及び年報のとりまとめについて、事務局は奈良県保健研究センターに置く。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年11月5日から施行する。

この要領の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

この要領の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。

この要領の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。